

令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務

(2) 事業の目的

近年、AI技術の発展が目覚ましく、業務でのAI活用も活発に行われている。総務省の令和7年版情報通信白書によると、国内のAIシステム市場規模（支出額）は2024年に1兆3,412億円となっており、2029年には4兆1,873億円まで拡大すると予想されている。一方、独立行政法人中小企業基盤整備機構が令和8年3月に公開した中小企業のAI等の利活用に係る実態調査によると、AIを導入している事業者は約20%であり、まだまだ活用は進んでいない現状となっている。市場規模の拡大に合わせて、県内中小企業のAI活用を促進するためには、県内のIT事業者がAI活用のノウハウを保有していることが重要となる。

また、行政・医療・金融など機微情報を扱う組織においては、インターネットへの接続が必須となるAIサービスを活用する場合、セキュリティ上のリスクが存在することから、例えば活用を内部情報を含まない部分に限定するなどの対策を取っている。こうした活用方法は、安全ではあるものの業務効率化の効果が十分に得られず、AIが局所的な利用にとどまる原因にもなっている。

本事業では、最初に県庁の業務効率化を目的とするローカルAI及びタスク管理ツールの環境を構築して、より効果的な使い方や設定方法、庁内システムとの連携を検討し、その過程で得られたローカルAI構築や業務改善ノウハウの横展開を行うことで、県内情報産業の技術力や信用力をより高め、将来的な地産外商につながることを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「人工知能活用システム開発等委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

15,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、別途定める「令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーシ

ョンの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（令和6年度から令和8年度）に登録されている者（若しくは契約締結時までに登録される見込の者）であること。
- (2) 高知県内に本店を有するもの。また、やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。

6 説明会

日時：令和8年6月22日（月）午前10時から

場所：オンライン

説明会への参加申込は、説明会参加申込書（別紙様式-①）により電子メールで受け付けます。

電子メール送付の際は、件名を「【説明会参加申込】人工知能活用システム開発等委託業務プロポーザル」としてください。

参加申込期限は、令和8年6月18日（木）午後5時とします。

なお、説明会参加申込の受付に関する返信は、受付日の翌営業日午後5時までに県からお送りします。受付返信が確認できない場合は、14に記載する電話番号までご連絡ください。

※ オンライン説明会では、Zoomを使用する予定です。

※ 当日のZoom接続情報は、説明会参加申込への返信でお知らせします。

※ 説明会参加者以外にZoom接続情報を伝えることは禁止します。

※ 説明会の録音・録画は禁止します。

※ 説明会に参加しない場合も本プロポーザルへの参加申込は可能です。

7 質疑と回答

質疑は令和8年6月26日（金）の午後5時まで質疑書（別紙様式-②）により電子メールで受け付けます。

電子メール送付の際は、件名を「【質疑】人工知能活用システム開発等委託業務プロポーザル」としてください。

なお、質疑の受付に関する返信は、受付日の翌営業日午後5時までに県からお送りします。受付返信が確認できない場合は、14に記載する問い合わせ先の電話番号までご連絡ください。

また、質疑と回答の内容はホームページに追加掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－③）に、高知県の物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿の写し及び法人概要書を添えて申込んでください。

※契約締結までに物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿に登録される見込の参加者については、登録名簿の写しの提出は不要です。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式－③）	A 4 縦	1 部
高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿の写し（参加者名が確認できる箇所）	A 4 横	1 部
法人概要書（会社パンフレットや HP 画面等）	A 4 縦	1 部
業務実績証明書（別紙様式－④）	A 4 縦	1 部

（1）参加申込書の提出

① 提出方法

電子メールに提出書類の電子ファイル（PDF）を添付して送付してください。

なお、電子メール送付の際は、件名を「【参加申込】人工知能活用システム開発等委託事業プロポーザル」としてください。

② 提出期限

令和 8 年 7 月 1 日（水） 午後 5 時（必着）

③ 提出先

高知県商工労働部産業デジタル化推進課

E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）資格要件の確認

高知県商工労働部産業デジタル化推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、その結果を令和 8 年 7 月 3 日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（3）資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内にその理由を通知します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和 8 年度人工知能活用システム開発等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年7月24日（金）までに、全ての参加者に書面で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

[高知県情報公開条例]

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和8年6月10日（水）	募集開始
令和8年6月18日（木）午後5時	説明会参加申込締切
令和8年6月22日（月）午前10時	説明会
令和8年6月26日（金）午後5時	質疑書提出締切
令和8年7月1日（水）午後5時	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和8年7月16日（木）午後5時	企画提案書の提出締切
令和8年7月21日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年7月24日（金）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由の申出書（別紙様式一⑤）により提出してください。開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

[高知県情報公開条例]

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問い合わせ先

高知県商工労働部産業デジタル化推進課

担当者 小松、西川

TEL 088-823-9751

E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 当プロポーザルへの参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。